

## 長野県子どもの進学支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1 長野県子どもの進学支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2 この補助金は、学習環境や学習機会の不足している生活保護世帯に属する高校生等に対し、大学等への進学を目的とした学習塾利用に要する費用等を助成することにより、大学等への進学を支援し、進学率の向上及び貧困の世代間連鎖の解消を図ることを目的とする。

### (定義)

第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 学校教育法の規定による高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）の最終学年及びその前年度の学年に在学する者をいう。
- (2) 大学等 学校教育法の規定による大学、短期大学及び専修学校（専門課程）をいう。
- (3) 学習塾 事業所において、受講生に対して有償で学習指導を行う事業者をいう。
- (4) 通信教育 通信手段を用いることにより、受講生に対して有償で学習指導を行う事業者をいう。
- (5) 学習塾等 学習塾及び通信教育をいう。
- (6) 模擬試験 学力を測定するために実施される大学等の入学試験を模した試験をいう。
- (7) 大学等受験料 大学等が実施する入学試験（大学入試センターが実施する大学入学共通テストを含む。）に要する費用をいう。
- (8) 補助対象者 第10第1項の規定により補助金の交付が決定された者をいう。
- (9) 福祉事務所長 補助金を申請する高校生等又は補助対象者の保護を実施する福祉事務所長（生活保護の廃止があった場合は、廃止前に保護を実施していた福祉事務所長）をいう。
- (10) 支援事業 こども家庭庁「こどもの生活・学習支援事業」を活用した県内の市町村が実施する大学等受験料支援又は模擬試験受験料支援に関する補助事業をいう。

### (交付対象者)

第4 補助金の交付対象者は、交付申請（変更申請を除く。）時点において、県内の福祉事務所で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている高校生等のうち、福祉事務所長が推薦するものとする。

### (交付対象経費等)

第5 この補助金の交付対象となる区分、基準額、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるところとする。

2 他の補助金と重複した対象経費に対して、受給することはできないこととする。ただし、他

の補助金と対象経費が明確に区分できるものについては、その限りではない。

3 第1項の基準額は、支援事業を実施する市町村に居住する者が申請する場合は、申請者は支援事業を本補助金より優先して活用することとし、別表の額から支援事業の上限の額を差し引いた額を本補助金の上限とする。

ただし、支援事業を利用した額及び内容の確認ができる場合は、その利用した額を差し引いた額を上限とする。

(交付額の算定方法)

第6 この補助金の交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除して得た額を比較して、少ないほうの額を交付基本額とする。
- (2) 前号の交付基本額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第7 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容の変更(それぞれ軽微な変更を除く。)をしようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
  - (3) 補助事業の内容の変更を伴わない異動があった場合は、速やかに知事に報告すること。
  - (4) 補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- 2 補助対象者に補助対象期間中に異動等があった場合は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に定めるとおり取り扱うものとする。

学習塾等の変更、福祉事務所の変更を伴う県内転居(生活保護の廃止を伴う場合を含む。)、第12第2号による変更	前項第1号に掲げる補助事業内容の変更
受講の中断又は取りやめ	前項第2号に掲げる補助事業の中止又は廃止
転居、生活保護の廃止	前項第3号に掲げる異動

(交付申請書の様式)

第8 規則第3条に規定する申請書および関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 長野県子どもの進学支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 長野県子どもの進学支援事業補助金に係る事業実施計画書(様式第1号別紙1)
- (3) 長野県子どもの進学支援事業交付申請額算出表(様式第1号別紙2)
- (4) 支援事業関連書類を求める「同意書」(様式第1号別紙4)

- (5) 利用する学習塾・通信教育、受講する講座等が分かる資料
- (6) 受験する大学の概要、受験費用等が分かる資料
- (7) その他参考となる書類

2 前項の書類の提出期限は、別に定める

(福祉事務所長の推薦等)

第9 福祉事務所長は、第8の規定による交付申請書の提出があった場合は、申請者の就学状況等から本事業の受給について適当と認めるときは、第21の規定による交付申請書の進達に合わせて、推薦書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

2 福祉事務所長は、第12第2号による変更申請書の提出があった場合は、補助対象者が居住する市町村に対し、「こどもの生活・学習支援事業」利用照会書(様式第2-2号)及び支援事業関連書類を求め「同意書」(様式第1号別紙3)により補助対象者から提出された実績報告書、支出証拠書類及び市町村が発出した額の確定それぞれの写し並びに支援事業利用確認書(様式第2-3号)の提出を求め、第21の規定による進達に合わせて、知事に提出するものとする。

3 支援事業を実施している市町村に居住する補助対象者から第17の規定による実績報告書等の提出を受けた場合は前項を準用する。ただし、第12第2号による変更申請書を提出し、変更交付決定を受けた者を除く。

(交付の決定)

第10 知事は、第8の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付すことができる。

(軽微な変更の範囲)

第11 第7第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次の各号に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならないもの
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内で増額又は減額するもの
- (3) 事業内容に変更がなく、やむを得ない事由により補助金額を減額するもの

(変更の申請等)

第12 第7第1号若しくは第2号の規定による承認の申請又は第3号の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき  
長野県子どもの進学支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)
- (2) 第5第3項のただし書きに該当し、補助事業の内容の変更をしようとするとき  
長野県子どもの進学支援事業補助金変更承認申請書(支援事業利用確認用)(様式第3-2号)
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

長野県子どもの進学支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

(4) 補助事業の内容の変更を伴わない異動

長野県子どもの進学支援事業補助金変更届（様式第5号）

（変更等の承認）

第13 知事は、第12第1号から第3号いずれかの承認の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、変更等を承認し、その旨を補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事前着手）

第14 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

2 補助金の申請者は、交付決定前に補助事業に着手しようとするとき又は着手したときは、長野県子どもの進学支援事業補助金事前着手届（様式第6号）を知事へ提出するものとする。

（交付申請の取下げ）

第15 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、長野県子どもの進学支援事業補助金交付申請取下書（様式第7号）を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（実施状況の報告）

第16 補助対象者は、学習塾等を利用した月の翌月10日までに、「長野県子どもの進学支援事業補助金実施状況報告書（様式第8号）」により、当該利用した月の学習塾等への出席又は利用の状況を報告しなければならない。ただし、利用した月が学習塾等利用期間の最終月の場合は、第17の規定による実績報告書の提出と併せて提出するものとする。

2 前項に定めるほか、補助対象者は、知事が指示したときは、補助事業の実施状況を報告しなければならない。

（実績報告）

第17 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 長野県子どもの進学支援事業補助金実績報告書（様式第9号）

(2) 長野県子どもの進学支援事業に係る事業実施結果報告書（様式第9号別紙1）

(3) 長野県子どもの進学支援事業実績報告額算出表（別紙2、別紙3）

(4) 契約書、領収書等支出証拠書類の写し（概算払請求時、支援事業実績報告時に提出済みのものを除く。）

(5) 大学等を受験した場合は、受験したことがわかる書類（受験票、合否証明書類等）の写し（概算払請求時、支援事業実績報告時に提出済みのものを除く。）

(6) その他参考となる書類

2 前項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。ただし、支援事業を実施する市町村に居住する者については、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日とする（事業を廃止した場合を除く）。

（額の確定）

第18 第17の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助対象者に通知するものとする。

（交付の請求）

第19 補助対象者は、補助事業完了後に補助金の交付を受けようとするときは、長野県子どもの進学支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を提出するものとする。

2 本事業に係る債権の受領権限について学習塾等を実施する者に委任する場合は、委任状（様式第11号）を前項の請求書に添付しなければならない。

（概算払）

第20 知事は、第17の規定による実績報告書を提出する前までの間、交付決定額の範囲内において、月ごとに補助金の概算払をすることができる。

2 補助対象者は、概算払を受けようとするときは、学習塾等を利用した月の翌月10日までに、当該月分について領収書その他の書類を添えて、長野県子どもの進学支援事業補助金概算払請求書（様式第12号）を知事に提出するものとする。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が第17の規定による補助金の確定額を超える場合は、補助対象者は、その差額を返還しなければならない。

4 本事業に係る債権の受領権限を学習塾等を実施する者に委任する場合の第19第2項の規定は、第20の概算払に準用する。この場合、第2項の領収書の添付は不要とする。

（書類の経由）

第21 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、福祉事務所に提出するものとする。

2 福祉事務所は、前項の規定により提出された書類を毎月20日までに知事に進達するものとする。

3 知事が発出する書類は、福祉事務所を経由し送付するものとする。

4 第1項の規定により提出する書類は、2部とする。ただし、請求書は1部とする。

(補則)

第 22 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 (令和 5 年 3 月 29 日付け 4 地福第 667 号)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 5 月 17 日付け 6 地福第 160 号)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) (第 5 関係)

1 区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
(1)最終学年に 在学する者	250,000 円 (支援事業の模擬試験受験料支援 を実施する市町村に居住する者の 場合は、上記額から支援事業の上 限の額を差し引いた額) ※	学習塾等に要する費用 ・ 入会金 ・ 授業料 (受講料) ・ 教材費 模擬試験受験料	10 分の 10
	70,000 円 (支援事業の大学等受験料支援を 実施する市町村に居住する者の場 合は、上記額から支援事業の上 限の額を差し引いた額) ※	大学等受験に要する費用 ・ 大学等受験料	
(2)最終学年の 前年度の学年 に在学する者	238,000 円	学習塾等に要する費用 ・ 入会金 ・ 授業料 (受講料) ・ 教材費 模擬試験受験料	

※ただし、支援事業を利用した額及び内容の確認ができる場合は、その利用した額を差し引いた額を上限とする。

(注) 留年した者に係る基準額は、上記基準額から留年する前の当該学年在学中に既に交付された補助金の額を減額した額とする。